

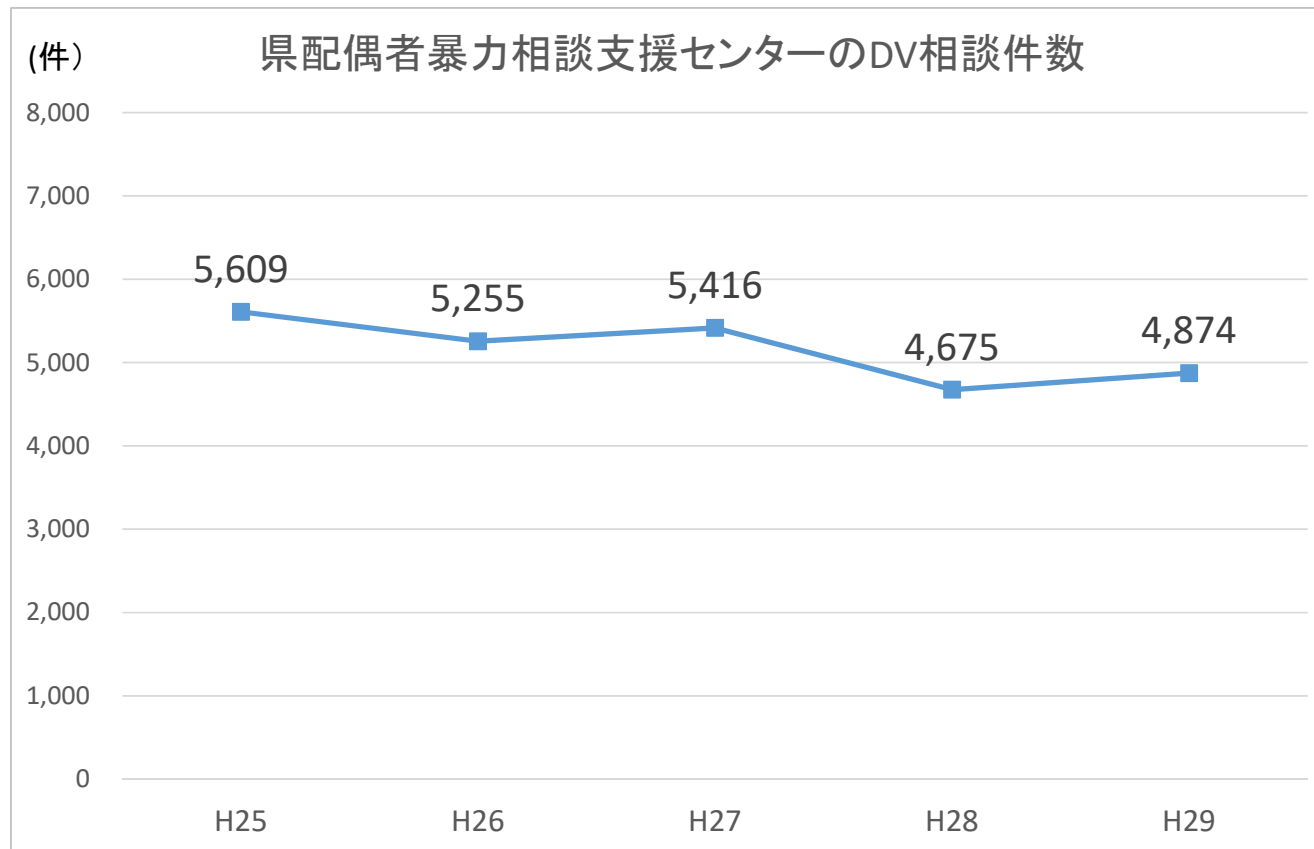
神奈川県における DV等の被害者への支援と 民間シェルターとの連携

神奈川県 福祉子どもみらい局
人権男女共同参画課

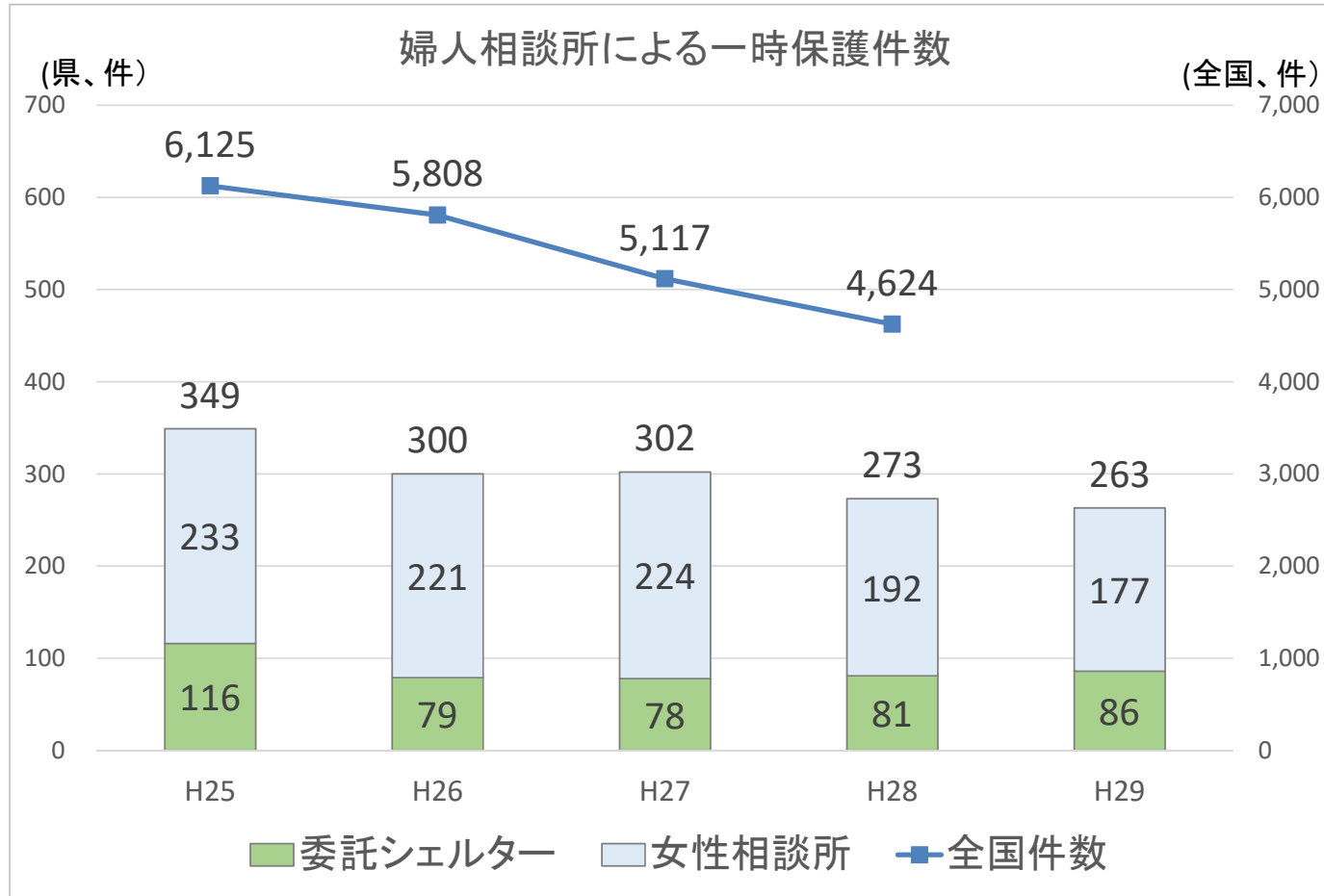
2019.4.17 第3回

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会

①神奈川県でのDVの現状



①神奈川県でのDVの現状



※売春防止法に基づく一時保護を含む

②神奈川県でのDV対策

かながわDV防止・被害者支援プラン(H31.3改定)

・重点目標

I 暴力の未然防止

- ・ ☆アサーティブ・コミュニケーションのためのトレーニング・セミナー
- ・ ☆「精神的暴力」等への理解のための啓発
- ・ デートDV未然防止

II 安心して相談できる体制の整備

- ・ 県・市町村の相談窓口

III 安全が守られる保護体制の整備

- ・ 女性相談所の一時保護

IV 自立支援の促進

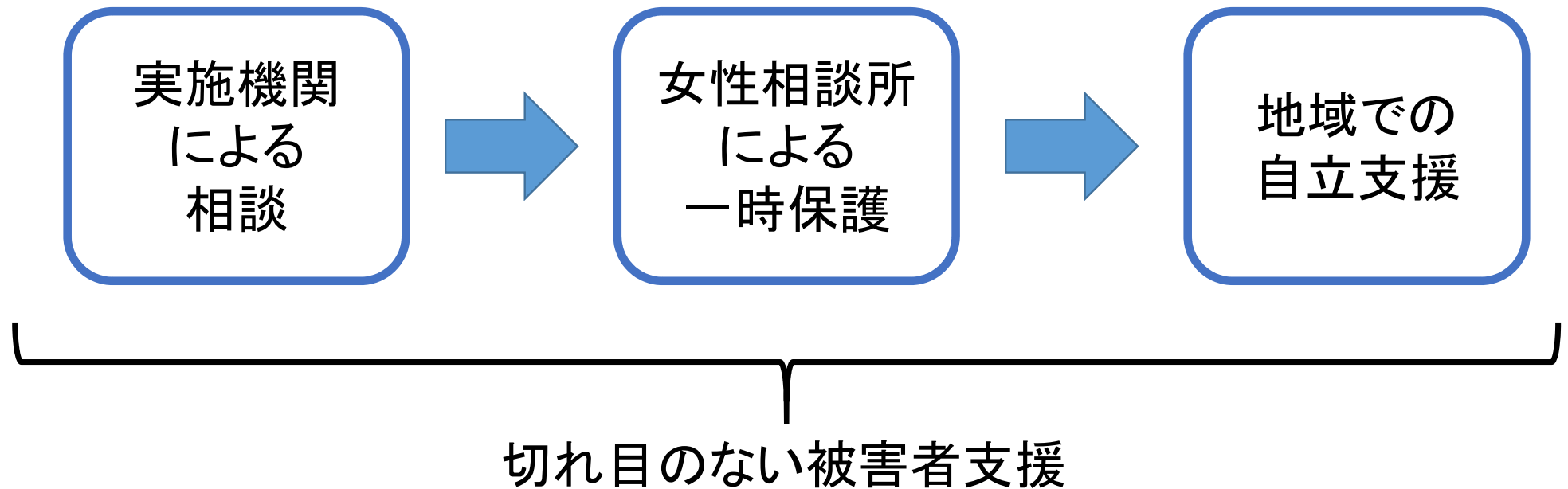
- ・ 女性保護施設・中長期支援施設での自立支援

V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

- ・ ☆相談・支援に対応する職員の研修体制強化
- ・ ☆民間団体との連携・支援

※☆:改定のポイント

③神奈川県D V被害者支援体制



④相談体制（かながわ男女共同参画センター）

(1) 女性のための相談

- ア 女性相談員による相談（予約による面接あり）
 - イ 女性への暴力相談「週末ホットライン」
 - ウ 多言語による相談（予約による面接あり）
 - ・ 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語
 - エ 専門相談（面接・予約制）
 - ・ 弁護士による法律相談
 - ・ 精神科医師による精神保健相談
- } 民間団体への委託で実施

(2) 男性のための相談

- ア 男性被害者の方の相談（予約による面接あり）
- イ DVに悩む男性の相談（精神保健福祉士による相談）

⑤一時保護体制

(1) 一時保護施設

ア 女性相談所一時保護所

イ 委託シェルター(民間シェルター)

(2) いわゆる「神奈川方式」

⑥神奈川県内の民間シェルター

- (1) DV法が施行される平成14年以前から、民間シェルターがDV被害者等への支援・保護の活動をしていた
- (2) DV法施行後も民間シェルターは増加
- (3) それぞれの民間シェルターの個性を活かした被害者支援を実施

⑦民間シェルターへの支援

(1) 委託シェルターを対象に県単独予算による補助金を支給

H31予算額5,749,000円(H30予算額3,292,000円)

補助対象

- ・ 一時保護中の自立支援に要する経費(同行支援、研修費用等)
- ・ 中長期支援施設での支援に要する経費(施設の賃借費等)

(2) 委託シェルターのスタッフを対象とする研修

(3) 委託シェルターとの意見交換会(年1回)

ア 県への要望書を受け取り

イ 情報交換 など

⑧民間シェルターの抱える課題

- 課題(1): 経営状況の悪化
↓人件費の不足
- 課題(2): 人材の不足・高齢化

⑧民間シェルターの抱える課題

• 要因(1): 一時保護件数の減少

ア 女性相談所が決定した一時保護件数は減少中(全国も同様)

イ 安定した入所者の確保が難しい

- 施設維持費等の固定費を賄えない

ウ 携帯電話使用や外出の制限、集団生活 ←現代の生活とのミスマッチ

エ 保護件数が減少する一方で、様々な課題を抱えた被害者(精神疾患、障害、高齢など)の増加で、人的負担は減っていない

⑧民間シェルターの抱える課題

- 要因(2): 委託の範囲の制限

- ア 委託対象者の範囲に売春防止法を根拠とした「居所なし」は含まれない
- イ 委託ができないことにより、収入が減少

- 要因(3): DV被害者を受け入れるシェルターは高い秘匿性が必須

- ア 被害者、支援者、シェルターの安全性を確保するため
- イ 事業内容を一般社会に対してアピールできない
 - 広く寄付や援助を募ることが難しい
 - 人材を集めることが難しい

⑨民間シェルターに必要な支援

(1) 民間シェルター運営にかかる基礎的な費用の補助

- ・ 保護件数・日数ベースではない補助

(2) 委託対象者の範囲の拡大

- ・ 居所なし等の女性も、広く人権侵害を受けた女性として対象化
- ・ 多様な利用者のニーズに合わせ、団体の個性を活かした支援

→経営状況の改善・安定化

(3) 民間シェルターの公的位置づけの確立

- ・ 行政との対等なパートナーとして位置づけ

→いずれも地方自治体単独では困難、国の支援が必要